

(3) 法律の適用範囲（対象者）

申請の対象となる者は、表1に掲げる特定事業者で、従業員基準を満たせば対象になります。
なお、表2に掲げた組合等も経営革新計画の対象申請者です。

【表1】 特定事業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準（注4） （常時使用する従業員数）
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	500人以下
卸 売 業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅館業	500人以下
小 売 業	300人以下

（注4）常時使用する従業員には事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】 申請対象者となる組合及び連合会

組 合 及 び 連 合 会	特定事業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

（注）1. 企業組合、協業組合も特定事業者として本法の対象になります。

2. 間接の構成員とは、「直接の構成員の構成員」を指します。直接の構成員が一般社団法人であるなど、中小企業性が判断できない場合、間接の構成員が中小企業者かどうか確認してください。

※上記以外の個人・法人について

- ① NPO法人（特定非営利活動法人）は、会社又は個人ではないため、申請の対象外となります。
- ② 医療法人・学校法人・社会福祉法人等は、それぞれ個別の法律に基づく法人であるが、法第2条に規定する特定事業者には該当しないため、申請の対象外となります。なお、個人開業医は個人事業主であり、中小企業等経営強化法における特定事業者に該当しますので、申請の対象となります。
- ③ 特許業務法人、税理士法人等の士業法人の場合は、中小企業等経営強化法第2条の特定事業者該当すれば、申請の対象となり得ます。